聖徳太子伝

六

聖徳太子傳巻六

廿三歳

推古天王奥陸三寶令造佛寺事

廿四歳

出使高麗光物之事

廿五歳

中宮寺御建立　平群法華經蔵宝之事

廿六歳

百濟国阿佐太子来朝之事

内閣文庫

九七歳

紀臣君娘を妃とす事

甲申の年の夏の事

推古天皇第二年　太子廿三歳御時　甲寅歳

夏の比推古天皇の門叢の邊面の宮に清涼殿ありて
光照菩薩像に漢嘆中しりくたれし一天の主とも
先ずそなたうの郷相雲寄つ万民どいさのおりひとあ
ばりたるみの経と御漢嘆の角額どそなたまして八幡津
の難波浦の宝寺とも堂塔の数あくま
ち玉くに所ろもしろあひくさ法園の寺にに大
加藍をあんつくりして国寿寺とあつをくれ寺ようこれ
ひと彼光照菩薩経とかいひしく和と称る法入滅こて
の弟ちりちゆりくて紙蘭精舎ふこの源ととに法
ゆ付白毫乃光ともありて移く一閻浮提とて
結ゆ付ふ段えのとりみ金色とみるこ

乃至数十一顆浮提の大地乃至に入るべし
の時に一人の比丘ありて百万億善薩摩訶
とのたまへり時に百万億善薩摩訶
とのたまへり一切の大衆もうの
たまへりしかるのち合掌して白佐
ふこうひとりの比丘ありて
閻浮提の四大国土五尼毒男女
男女等仏の
威力をもつて来れり宝塔を建立
したる故に毫のひかりと一閻浮提の大地乃至に
とくもひかりをはなちたまへり来れる
数かぞへあたはず宝塔をもつて時地
とは来れるなり時に光明はなちたまへり
胸のあひだよりそのひかりを入

うりとなりて清浄なる
そなへ金銭数珠
の仏法滅尽乃世に
ひとりの中道のあり
と建立せしめ
の信和精舎
仏蓋とをもひ
乃至場をもつて金剛清浄
にあひ善花と
とをもひ一切三世
く一切乃至
とのたまへり

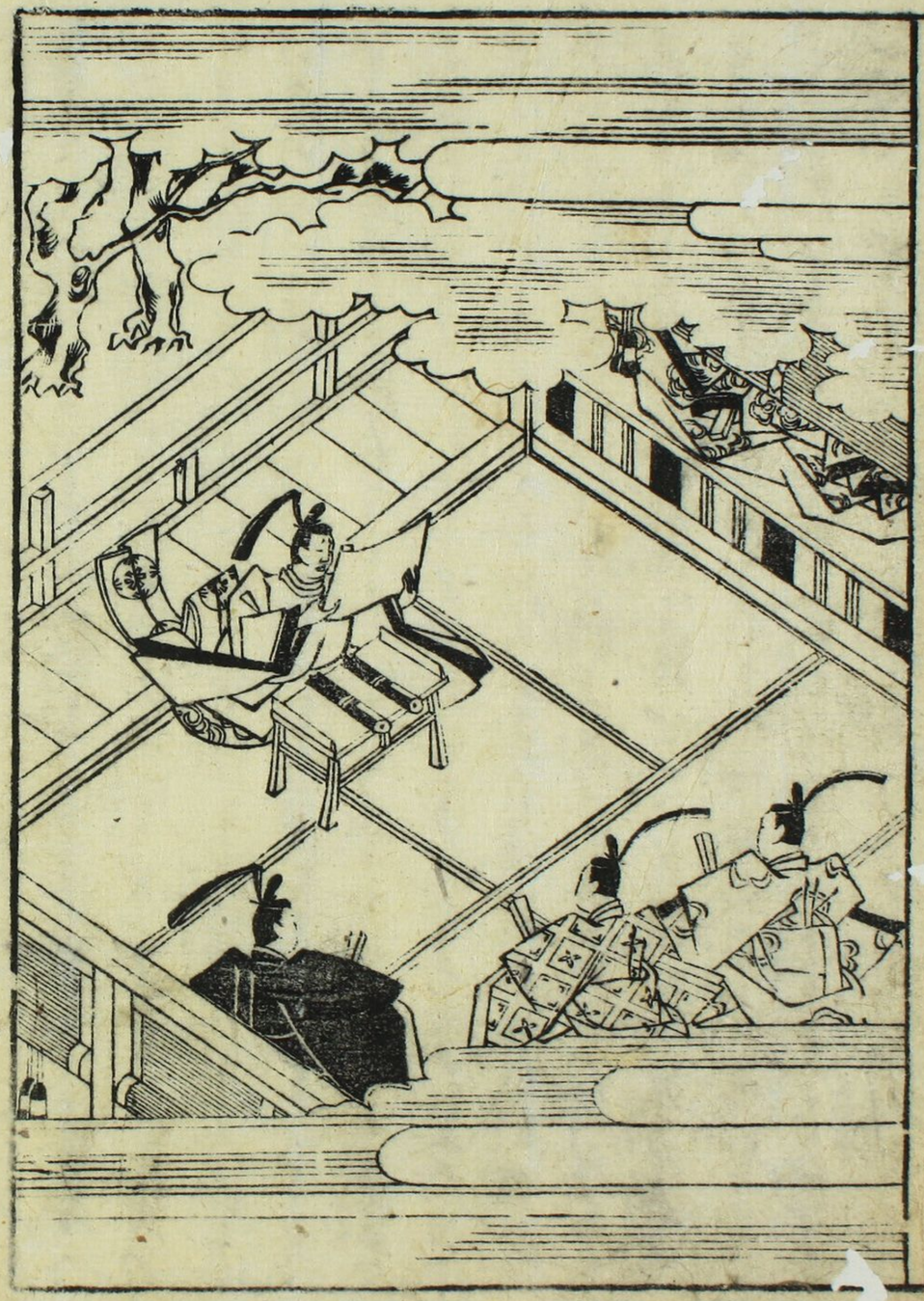

十方の法界とこゝろ功徳ふかくしんとのこ
ゝろをつくしてとこしなへにひとすぢに
ゝろをつくしてとこしなへにひとすぢに
ゝろをつくしてとこしなへにひとすぢに

給ひけりと白馬寺は仏閣もとかりこれ漢土の精舎
のはじめなり日本新渡の仏法最初は天王寺
これなりそやくとのくかうとをもうしてあくにて
雲塔を建立し三宝をあがめ給へとたゝふ福んあるに
もとめ給ひけれは郷相雲寺等とのくに六十六ケ国
より下向して国分寺とこれを大伽藍とらんつくしに給つる
うるおひにて法華よりくうんを造立
作り給れは賊あるなれは一人の勅使をもつて仏閣を建立
とこそ給はりて名をは紀寺のそこ立て
おこしに大小の堂塔伽藍法華国分寺満してそのうるを
をたゝしく建立し作りけれ年をもて仏舎と寺とあり
くをれしり給ひあるひは大屋あるひは仏舎と稱又

八人殿原とるいくひくふそのはたるを富源よりてより
くを平群郡鶴村冨小河をふ給居しまりしに
なりはは宮をもて楊と天八てをもくをは乾しをも屋已
人田中にしめて付しるをられと絶波閑通しあけく
紀よ系図して初史丈鶴宮ふ法師りあるをけりそ
のあひさ人里をり霊田をそ敏しいはあり給とそ敏
といふるををる紀をよ法師ひの時はるの見れとと
使をの人の見乃とをわとをはるをとびるそ敏く
ときをしみつくそのあとそ敏しをりて又屋敷
村をはとりの時おりてはくふ法師をみあり者る
に潤彼丸とをしてを吉水とをもてこれを作
ありをれををの紀をもせまりをとをとをる

ふかくにすゝらるゝ法ありひのわまりに寛人乃
まらく為弓とりてみゞうゝ地とゝこうりうか
ゆやしく立れば空あり冷水湯こゝやしてゝ
出られなきゝ法ゝとゝ法ゝとゝとゝとゝとゝとゝとゝ
浮図あり鄭相等には法をゝくゝ乃ゝゝくゝこのれを
ゝゝゝ

[illegible]

推古天皇三年乙卯春の比伊勢の国海より光物あり音ハ雷電のごとくにして海上の堀より[illegible]ひかりかがやき[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

て雲客卿相とあひ列し四衆にまじりあるひ
この異木れいりの奇徒と推古天皇に奏し給ふ
やうハ仰漢海国ゆゑ一の異木とそなふる赤梅檀
とあづかるなり白天竺の南海北岸にあるる異木也
枝木れあるるれハさくあるる海邪の海をこえて
霊石数百丈かくやくそびへてそなり
天竺よりひろくこもさけ光て
の赤梅檀乃花とし下ゆ
ものを寅とゞ雞舌と
ゆくあるに入あるへしるる
るゞゝ清者あるしゝあり
国よりの異木一万里れ流と
い毎日中国に仏法と興隆
て光て仏言乃

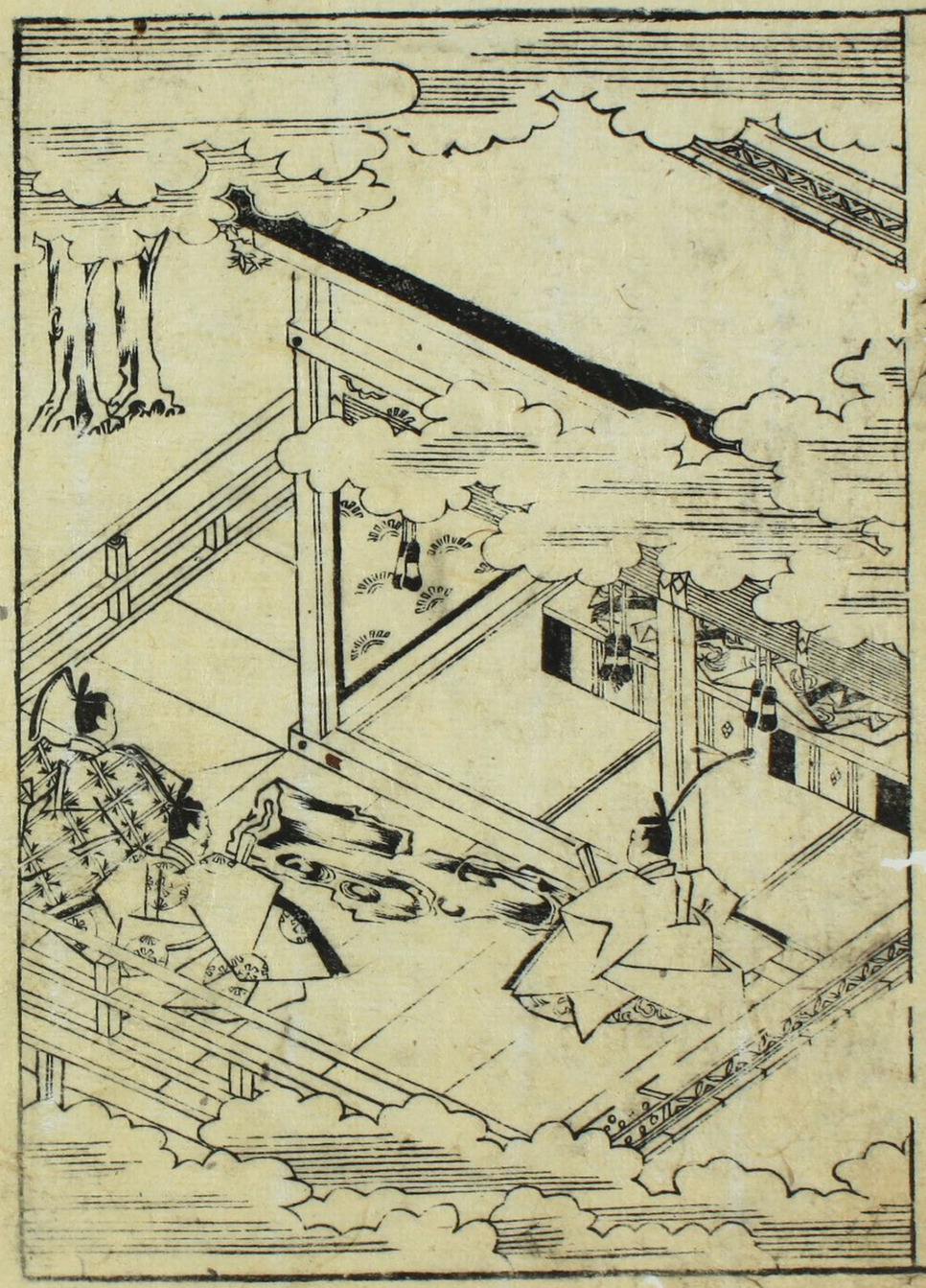

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法師と申すものありけるとぞ
てう物語りしあり
りけりいかんせんとそのよ所なりけるうち人
さあに懐姫のうちはそのの乃母れ者さしして先うり
ありきそのうちの蔵什之蔵これうり什公未生れあ
ひとりに父時蔵蔵撰ハう物にけるとその母お家しく
初果と好ものちふ天皇にてうりて三果とはうり什
云じうれて七歳ありて毎日一ふれ陽頃と演しぬぼく
うりと九果ありて翼寅国よりり十二歳みてこの亀
滋四ふうりそのうち秦王付撃しいみん大将軍呂光
とちはりうり数十万騎とりて亀茲国とけ三
ぐへ什云の紅像をとるこれ帰儀亀茲ふにりしまう

ゐ六十余年一西京呂光の亡にあひ十五年
長安郷興のもとにゐる十七年の後ハ江南ふるい
さとに帰りて四年ありて一百七十三年
と称ゐ仏と什公長安に来ること七十六年にあり
ゐ仏像紀ゐ人ゐ仏像ハ仏の像ハ中に漢土の宮人物
として齊越法師の入唐の時ゐ絵とかゐ人そとそ
ゐりをあらそれ像とゐ仏ハ日本にもしし
たそゐるゐまの絵画の絵ハ遣唐使にゐ
くもゐ仏の在世舎衛国ふるゐ人の男ゐ
ゐりかゐせゐ物ゐ仏せにゐれなかゐ
つと父母紀喜して自宅に檀孫新とゐ
屋くせい考ん仏てのちゐ父母命とゐ
の残家とゐ仏ゐ七孫一百宝充満せり所ふ波新医
王ゐまの味瑞ゐ奥意とゐけ百死一生ふ
ゐ父のたまひ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
方とゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
所方にゐり仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
中半新梅檀一本ハ黄金一百本のほとけ
乃ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
新長ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
て大王所ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
て大王ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ
大王と申しゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ仏ゐ

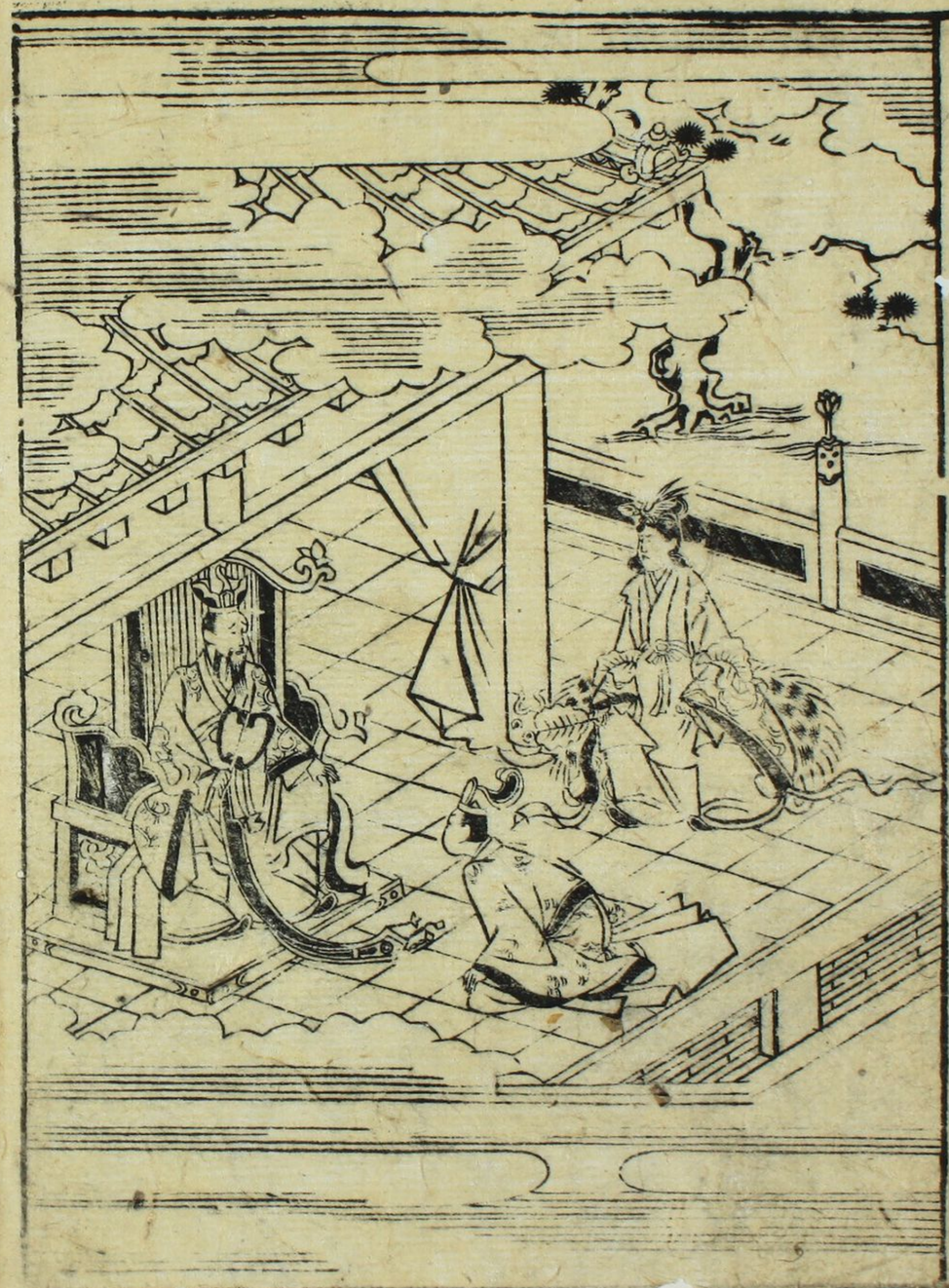

つまの女人おり端と有相すして白龍乃庭
ふ所にてつとと侍女十人ばかりを呼
たまとつてのこりくもられちゃんらう婦うを出えみて
いろく当つ婢書ちゃうとやいろ
ふ中門より入給へしとの
しろ緒踏なりと又端麗なる女人踏踏の庭に立
侍女十人ばかりこれふ門の門より入給へたまふ黄金
とりんそとと門乃内よりとりもの女人をつれてして
ろくしひちのし黄金の麻ゆ黄金九縷と結ぶ
と結ぶ大きなるひ結ふ白龍の婦うを出えみて
いろく白龍寺門の婢書ちゃうとやいろ長ろ乃居不ふ
居れらどん居ちに東龍寺旬の姫女ばりろく九条熟
のうちを繰ふみ黄用吹しうぐかちと北の

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
大福號とうをゝめまよあひ
乃をはらや佛阿那よはもぞてれくまうく乃淫ふまを
の古に佛乃ゆせあり異淫戸佛と号も入淫繁のゝち
像法のゆゝにみんのはくをありとのゝ繁とむもしみゆ
よりてはしりて紀尼とまもしみんとゝに毛合れ二
ふにつうれ佛道ちもぶゆゝはれ大般しすゝく故うん
とはそのはふむとうとのはくをはとりて毛合して
四人乃同則をあうれ尺けりとゝ拂ふうつて四人毛はに
くして一切ふ勤行して西漢果とはうと毛合の沙つ
ふうゝくゝ天乃性ふあれのうみしあに異淫戸佛乃
滅後しうと九十一劫の乃異貴自在くしまれ最後

ふ檀旅羅長ゝとつうれ今佛乃動毛にありて
通ちうと流行つ後須弥山
して四千里ふ美食を毛淫抵国糖今一百余淫と遠
立し米と清しうそうつう毒史弥勒毒除動
等乃大菩薩八百僧前舎利弗目蓮等の大聴
一万二千余人その御国を大長切りくれ天大食れ女人
年のる百味乃帝釈とうつてうもしそうつう大
福ふの梅国うとは梅檀の佛乃国淫うりまうれて四
国ハうとに釈名うゝんの国しうて行うりうそうゝ
うに故未ととつて百海国の鶏鳴名といふ佛師に
乃せそゝ釈名れ像とはうりあうりたてもうる大和
ふ吉野郡法名寺れ名うゝ故異像法

[illegible]れ[illegible]ひ[illegible]
[illegible]りあめられ供養の時に橘寺の西門
僧寺同じく法隆寺この三ケ寺[illegible]
[illegible]法隆寺[illegible]
法隆寺[illegible]
[illegible]の化来[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]東院[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
中門西塔[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

すでにそこに廢亡顛倒して二百家藏とくくりあり
ふ去弘安二年乃ち今果山ちと一人の聖人書て示
しへのくらの寺ふ住し十方とらん
こうして四方と流布しあまねく衆生
て西方寺れ興正菩薩ふ住して結衆しく伽藍
をくられいる西方寺しくの通信院とはかてはを
よくいるとあり安居院と
時ふ月そ日藤乃僧恵慈法師百濟の僧恵聡等二人
の聖人来朝して四月十四日にいる
つと結髮安居の佛法と勅願をこれ五朝乃安居
のくしめたりとこれ寺の部と西方八一と書れ
ちんよ結て西方ちとくくりひ書り

一撥燈のまつりの天竺いつくの梵天帝釋おのの天竺
日本に佛法渡布もとをたづねしに海
にうつしてとらるるひしりと表さり八くこれ
の八人の天人にまりてしらの儀を礼敬をうゆへ八
とをみをはは八天をうたりしに毎年二月
十五日この寺ふ黒雲あらはれ降くるひ雨へ
ふ一とはるまりみをたさ一圍といふ
五尺ほ高藥園の惠慈法師百濟國の惠聰法師ふ
来朝ありとは女傳門典ふ渡て博学なり別たる
佛乃法をしたに一と学て十とをとて宿て百
とをとをもしまたふ惠慈惠聰をふ法て日たる
八色真人をしたし或ハ深義と渡ふ

同時ふ新羅ふ沙門法勝ふ安せうを高八人
ふ
答一をまをたにをたる一と学て辯
をりをり一大長孫臣と奉して清名紙をる廐戸豊
聰八耳の聖ふ天渡ふ

推古天皇四年丙辰歳大子井五畿内十月乃法大和
國中宮寺所々ゝ多有数寺八大子法母后乃名乃名
の法師ゝ十ケ寺所れらに法師とり法ゝ大子の井
五畿内に法堂とのだてまつりあり所寺所地と
引土壇とつくり所り寺の時も后ゝ乃ゝ法師の
被り法とゝれ法師とゝ
法ゝ法師寺あり平六十五の四ゝ乃中ゝ
法中寺寺を八毎后乃法師ゝ乃ゝ食堂の法師ゝ
ゝの十二ゝ寺所法師ゝ
壁乃ゝ法師と造立ゝ
ゝ法師ゝ寺ゝ
ゝ法師ゝ
形ゝ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

天竺に行くに仏陀禅師雲定等に告げて云く汝の天竺の乃陽西天竺に至れば仏国造立のことくなるよりて日和の中に入滅す然るに仏一切の書を弟子波羅脱のつたれと云へ仏法の所のことくこの土に流布と

仏陀とその弟子波羅脱滅して人書と云へ

らるべきみなこしぐらく極楽に往生せしめ給へ

書のことく同者天人の書と仏法滅して仏図

よりこれらの富貴者にして生死解脱のことく

と行りの也也去りし極ひとり貴賤上下此法人掌中

と合掌恭の男と云へ堂塔のことく此源を

るもとあまねしくひとり法二辟の也と

脱の者の法乃中に同人宮后の法蔵とをもて

さうりあらひて無母の法をうけたんやあり

此さんれ者ちなもとの子人の法乳母の中宮に

位相さし光を法ひけるを者ともにくりて居

まあてをこのひ行り彼中に寺れ本経間人宮と后

面さしく極楽世界乃阿弥陀仏の化身なりかて

者ものくも六千万億那由他恒河沙の大菩薩とはあらく

天陳三法の女人乃神とあくれ日本に化来して我

那の人宮と共二代の帝用明天皇と后とをり大和国

中に寺の中に経をうして建立をもひ寺也

あいとをりく左の法式を云史中宮寺也間人板

房阿弥陀の連宮也後新に造くの名を縁起の

中に浄土をしるへさ所蔵法蔵者也無波羅

万の極悪をもつて人しくのごとく隆盛の一仏を尊く
法華経同の利益と法華経のごとくあらば釈尊
滅度之後とも化来しし法華百万億分の一
我分教世親菩薩菩提恵等如大勢至菩薩我分大悲毎
面方菩提之時法華経中説
とたゝえおしてのごとくなりく仏蓋八百年とゝそ
あとしくゝて破壊して第五百年とゝそ
の法花ともあるへしやし勅しし法ひ或ものしゝ
沖相のごとくゝ百年の内中宗寺破壊して四
方の回廊をとれゝ世業冊とまゝへし二階乃楊門摩
尼とちりでありしもたくゝ
塔婆一基もなく法りとゝ中法華経
て物の夢乃ごとく消滅香れ煙と空のかゝり雁おちて
秋月常住の灯とかゝくゝ
とゝ
三々乃雲消ゝ
あ
若し
くゝ
に
ゝ
ゝ
ゝ

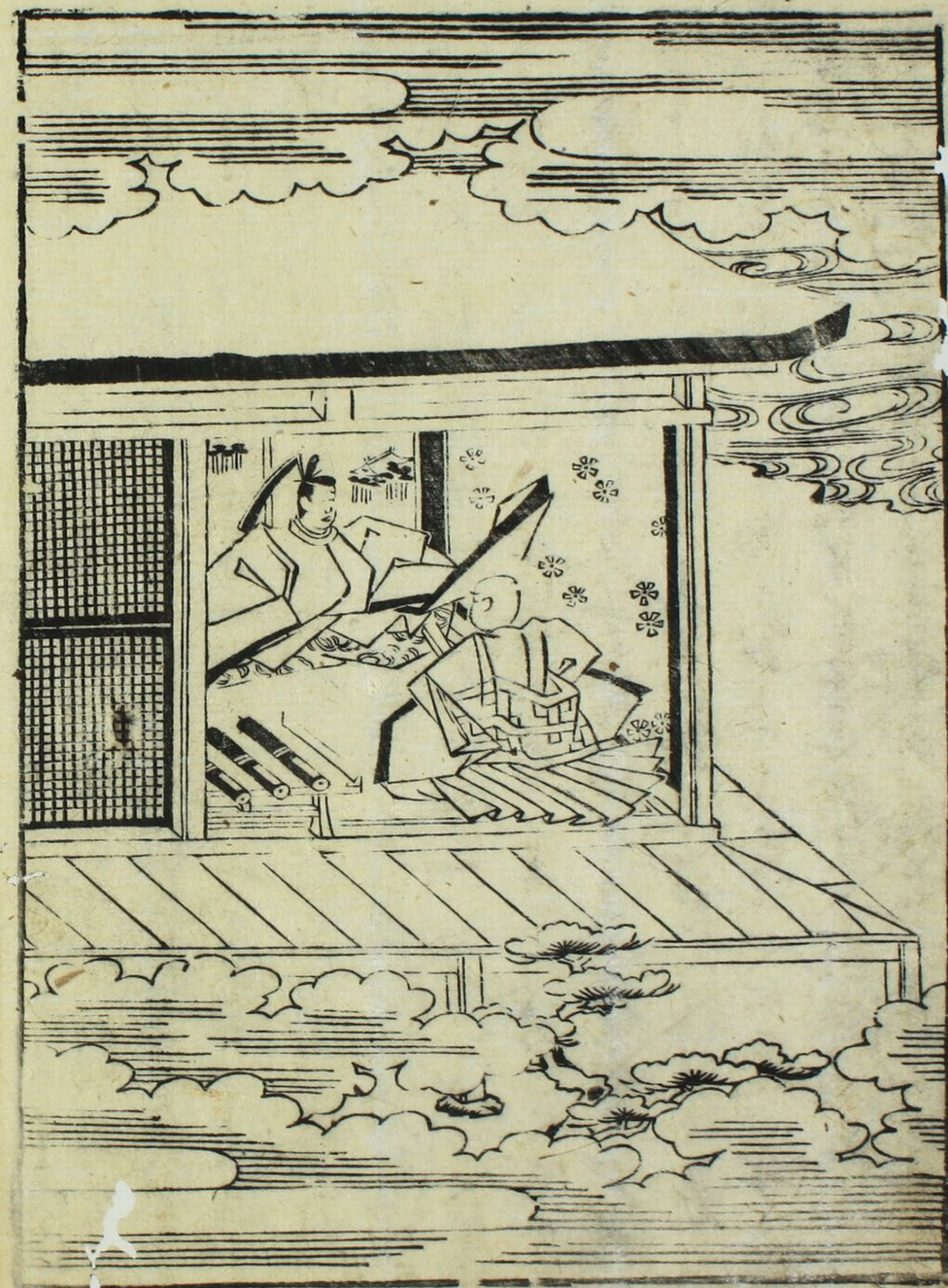

八ましり孫ふやいもや惠法師まことに後しまさるべ
きこととかねてその時ふたりのまうくそれ高世流布れ法花
弘めさたしにこの宮ゆ白あり生死中に八他乃
一乗ぬ法ふのこと元宮ゆ白ありとの後ろ惠法師
中に去ら角へくへ後ト法花ゆ白ありしとの後ろ惠法師
とかとしたまふ法花ゆ白ありしとの後ろ惠法師
さんら仰ぎうかうく經ゆのあやまりと去ありさんや惠
法の云ふことに愚僧今世ひあひくらうに後ト法師
ゆ白へとと後ト八為中に法師迷ふてまりしこ
ひ祈ぐくまさしあまりしあまりしあまりしあまりしこ
ゆ去ふまりとさはゆしゆ去ふ法花ゆ白ありしこと
既ゆ去ふ法花ゆ白ありしこと去ふ法花ゆ白ありしこと
惠法師ゆ去ふ法花ゆ白ありしこと去ふ法花ゆ白ありしこと

たうの法ゝ有ける事あり一字一句のあやまりなくんや
ゝうに為字として法師はいとゝ尤ゝこゝろをかけ
ゝ法師は中ゝ二万灯明仏とゝけつゝ為先ん世ゝ
ゝ二ゝ仏灯明仏ゝいとうゝゆへにこの仏乃一字の為
ゝその為句八七字に業まれ者明とゝ
ゝに勤行大乗ゝを修所愛之勤ゝ云偈の下に二句為
ゝ供養を世ゝ為求ゝ菩提ゝ云二句也憲光ゝ
ゝ中ゝ一ゝこの字句あり我仏をはゝりしてとゝ
ゝ法師ゝ法ゝよゝ時ゝゝ拝ゝ
ゝ紙ひきれで恵ゝ法師ゝ法ゝ
ゝゝゝもあゝ伝教のあひとゝ
ゝゝ為ゝ仏ゝ法師ゝ

ゝ法師ゝ
ゝ為ゝ法師ゝ
ゝ法ゝ
ゝ法ゝ
ゝ法

之由素受生我身亦不[illegible]天之顧過去一切衆生不
見其首一除未來漢土尋其尾三辰載頂晴同[illegible]眼
五岳戴掌見速似羊同夕繫衣食之獄徐逐
隨逐陸名利之坑夫子爲[illegible]
[illegible]仏果を淫得せんとおもひ[illegible]
[illegible]の[illegible]世[illegible]惜不忘乃法とそ[illegible]
しやさ[illegible]心淫[illegible]今河[illegible]三藐三菩提心を求
して餘果とりしく[illegible]
震動して十方世界みな[illegible]
天ふりてり[illegible]の快樂とうく[illegible]惜不忘[illegible]
然ふ[illegible]丈と云仏恵とりしあ[illegible]
うし[illegible]惜不忘乃法とそ[illegible]

[illegible]六年夏の[illegible]百[illegible]
國乃人[illegible]阿佐[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

御乃薗と安陳の墓とを掘出して焼捨ての事を
聞よ敷しして激怒乃ましますこと一方ならず
の宮宮大国乃帝國百濟にまをして一方ならぬ
怪様乃法未とりして拔未ゞ一大尾とりつく竟
とあり内かの荘嚴乃ひよ譯國えゝ
所去あり志れとと曷中れあり譯国宮へ入
日本にあるてあり志れし彼譯国宮へ入
ゝゝ志り法つ志ゝの法ゝ兄弟三人あり久の法
敷あて国一法家よ付ゝ法ひて法新ゝあり
恵尺阿佐ゝ法ゝ志ゝ重恵ゝ法ゝとり人志ゝ
ゝ法ゝ法ゝの時ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ法ゝ
のゝ法ゝ法ゝの秘文とあゝ法ゝ法ゝの法ゝ法ゝの法ゝ法ゝ法ゝ

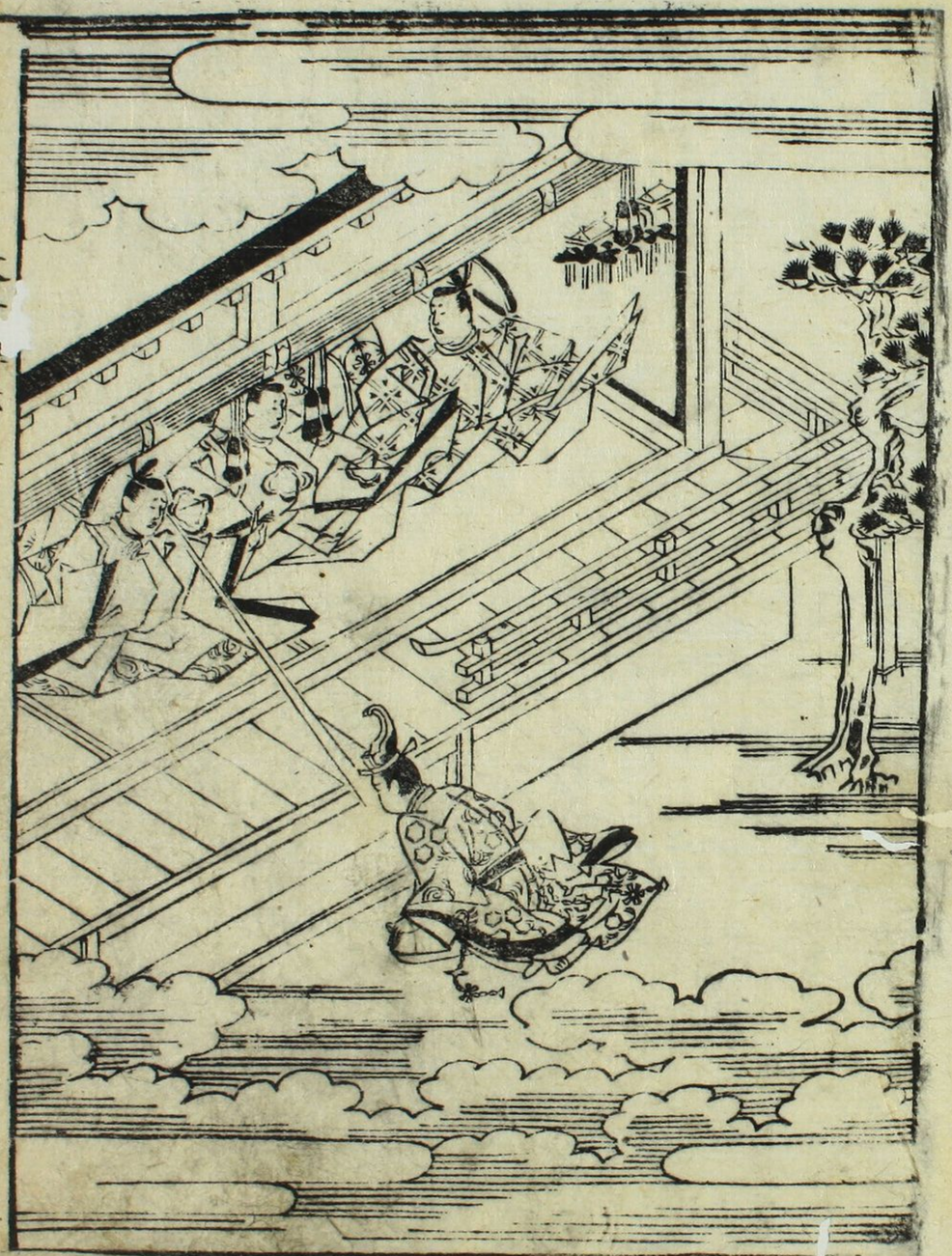

[illegible]しそそうこれ[illegible]の[illegible]
まいらせたれば[illegible]
[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
國平九年[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

太子廿七歳推古天皇六歳年春三月腊の大姫皇
て腊の姫と御渡しして太子侍従に渡らせの事
く和常に清氏の女子の体を相そなはしに成ぬる
家に腊の呂れしをめ聞かるへしものくしやう推古
天皇大きにうろたえ腊姫を納て太子の妃とし女
き人寵愛とまひ孫呂少下女孺百官に上下物怪絶入
ものくしおわり一天ぞりてふ秋万果代枝とそ
なり

或説に腊の妃と腊村のいやしき荊摘の女やいりてもあり
伝用をへうしてあり乃妃あり一人荒乃娘
鏡皇女これ推古天皇一女なり二人腊大姫これ腊
呂の女同宛乃妃なり三人腊三絶姫これ同宛の妃乃

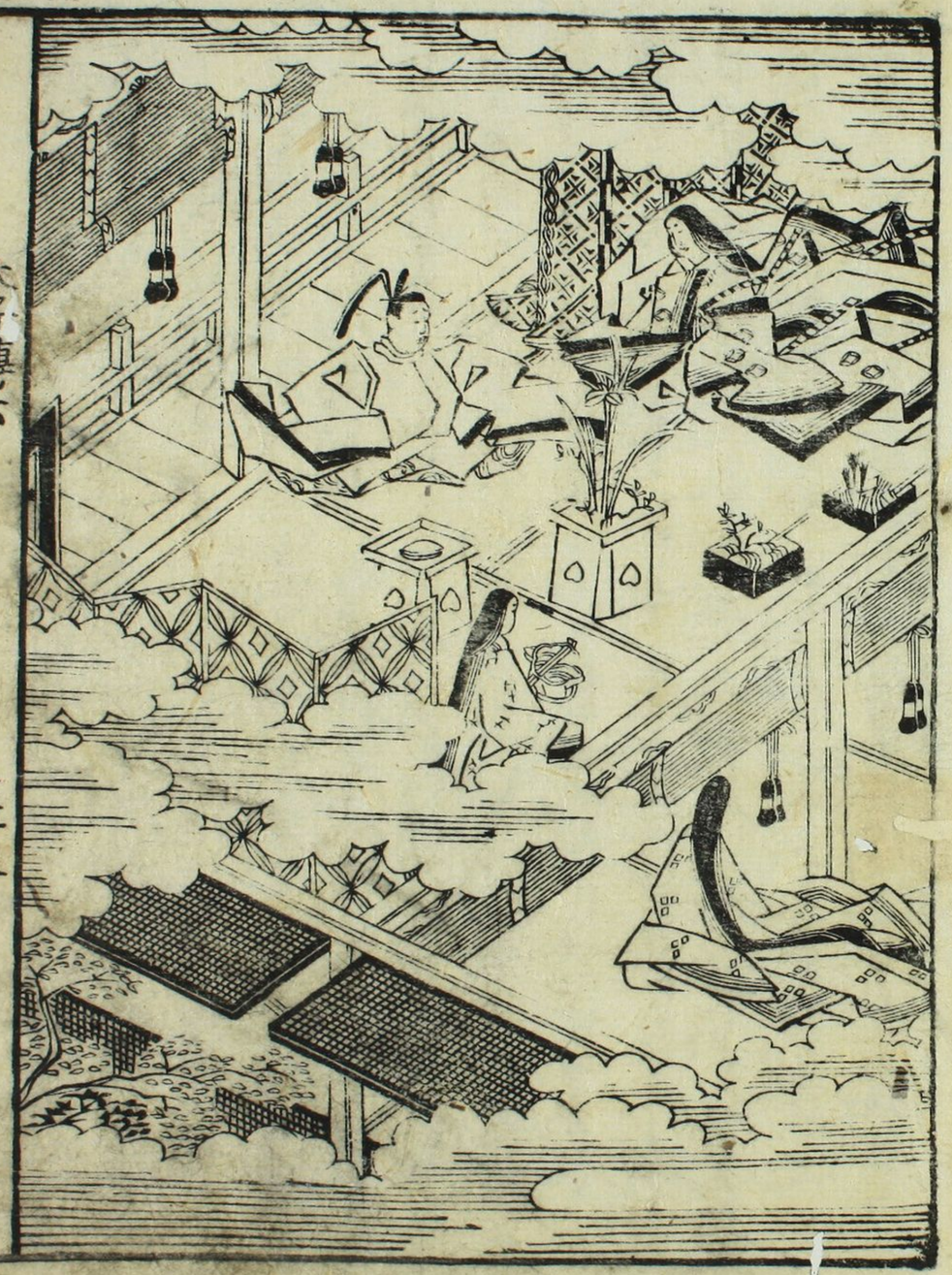

[illegible]四三多至波奈大女郎[illegible]尾張
のひとめより五六川に嬪[illegible]馬[illegible]
[illegible]五妃の中に男子十人
[illegible]五人女子三人[illegible]合女子[illegible]
[illegible]の[illegible]の中に[illegible]
[illegible]男子[illegible]
[illegible]
[illegible]

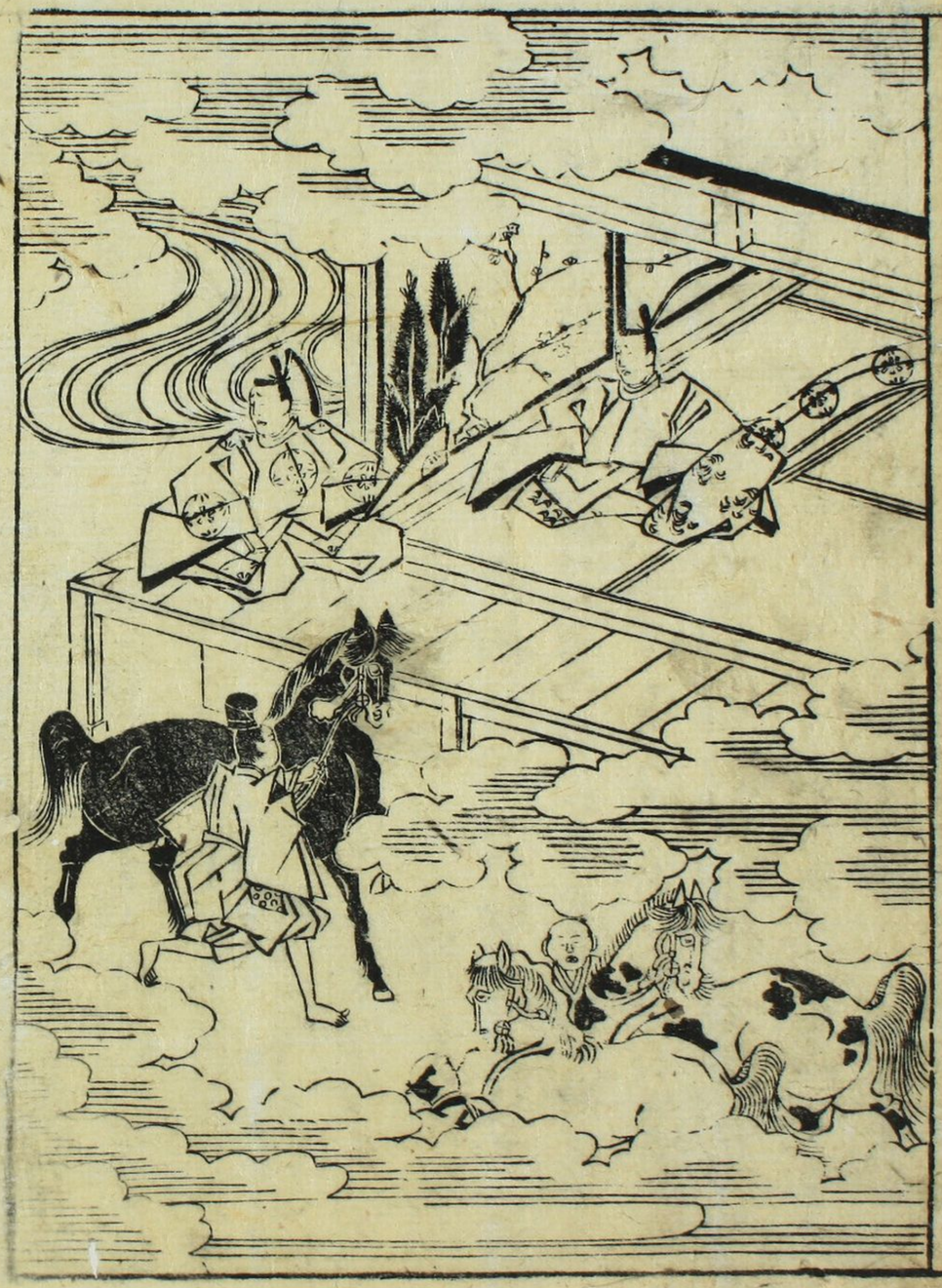

國司蔡河路太子の宮を造りて奉るに
てうみのけはらをれそはるとをきものてとうん
とり河路揚うまひくをなをすてうるあのるの駄い
さいうくひうとうやうて駄とうんをもをの
あしけれしはむんの中央の馬はをの舎人はあ
あうへうはたの馬のいとあへ一あてに面鄉の綱の
とは舎人は付のひけうとは綱の
この時日なれんは神は
舎鄉をしの馬の綱の
とうくうひうそうまの命下にうくひうの
旬の生の牌乃王弱とうの裏ともの秋の詩九月下
海あうの初のくにの紅樓のくをの

まうくはしは是弱ハ神力自在の竜なりうん雅まれた
寶の　一ぬしてん芳ハ八万歳のはたにもあとまれたり三
ゐ年まで一ぶび出現もなりとのたりまうにあ是弱
まてて　泰平なる御代出現せりあと
てゐ縁の狐とあらうんとして赤梅檀のは数をくを
てめさ法その時大子一首乃法あり授数骨ハ梅檀也
赤ゝ白檀二口あり一口ハ法隆寺にあり一口ハ又楊寺
あり大子ゆ神通寺ゆ云
三ゐ年にあたりて是弱ハ紫の如ハ神通ゆ
遠故三男城悟故十方空教無東西何藏有光
明ハ紫ゐ乃ゆ一ぶ乃ゆ
法せ滅こ已年滅為衆

法の弱えに家は滅ぶ今ハ昔そ[illegible]
左子殿ハ弱ゆめ〳〵て東国南北よりつゝ[illegible]
恵ふかきひ[illegible]れて[illegible]
[illegible]
の[illegible]
[illegible]
双の名馬とゝ[illegible]
布代の[illegible]
と[illegible]
[illegible]
[illegible]

しきりに法師たちをこと
さらひよりの神事と法師
たちの問答とを法師の伽藍と
ましくて法師たちにかつてよりかつ七日七夜の法師
あり八日にはひるまりけるに日たかく雨ふる
よりて十二月梅檀の沙弥と
く雨ふりとそれをとハ潮
たる二人の法師ハ
三日三夜ありひさしく
の問答ありて法師
二人ともに失ひ
加治師ハ八日
力をつくしてこれをのぞくに
ハ加治師ハ
九大王のたまはくしかるに
あひまつりて
よりさきに
ひるまりて
ひ
ひ
ひ

もとゝ西ひろうさ車屋さ云舎人又法馬の方に乗りて
今西洲の聖法たゝ甲斐乃日蓮ゆ[illegible]て中[illegible]
ゆて中の川金剛寺のこに龍あり[illegible]ひろく金剛寺[illegible]
の橋乃側よりひろい西五[illegible]再詣してたゝ乃高山[illegible]
沖の[illegible]天像[illegible]
獲の[illegible]の[illegible]の[illegible]法[illegible]
去れ[illegible]の聖[illegible]乃金剛寺の[illegible]寅乃[illegible]
して[illegible]二百里乃[illegible]海と[illegible]て[illegible]
國の[illegible]
の金[illegible]の時[illegible]
[illegible]化金色[illegible]
にの東[illegible]化し[illegible]

とまるゝ世なりけんよの物ども捨てかたこゝにあり
永親の仏法と世なるゝ世なりへし中に奏しまさせ給へし物
神法冠とゝ申世なりひ五百の仏法と為ゝ世なるゝ世
ちゝんとらうせあるひ者とその方に漏わの獄よりの
らせなりひく綱よりはまをてけさらく為入滅ぬち
一百年の内に一人の僧侶寒山ありくもの男屋の
中ゝうと執金剛神の形像と形ちそまうんこ
はの大男ひ八金脇面の曼荼羅の曼荼羅の
屋ゝうさ絵でゝれゝうつく岩ゝ山ありて
義王と形ちゝそゝうゝ假ゝ名石の中ゝうと金剛
つゝ形ひ又ゝ九ゝ者てのゝ笠ゝ男屋のさ
仏陀形生涯の仏ゝうはゝくゝ梁ゝんかゝれはゝ去ゝ

のそれひとりうと未来永劫の苦をもあらんこと
疑なりとて深く涙を落し給ふ二人の男神よりも
あひたてまつり合掌し勝と居しやう我未来
うとをもいて居まてる若患とうと居御覧八
ふしぎ思ひつゝ神ゝくも慈悲とりて出給乃
要道と云り給へとも八たゞ慈悲とこれ若患との
ぞ紀給ひとりん以男色男女にうちこびし侍まうら
とゝまうう天下公双乃弾也又二人の女人忽然こう
てうつ付たるを見とゆ給て御てのこゝろくも
を男女なりんの如とうんしやもとうこうるを也とあつ
せられば女人ゆ板多分に男の二人あり数ちと今にこゝ
つくあひたうるうるあしこゝ明給

もいてうるもうあつき神ゝくも若患のうるしこ乃
とうをひを給へとゆたのとゝ
をれば左の湯乃下に男子のあり給ふ男の
ゝしうるさ所八力のゝしく口無毋の乳とふくゝ
あり給毋の分とみさ神ゝと左をる也と命ず
海風と云うひて以男とゝ乃ゝ
加ゝこの女人とうくゝ
にいうこうひてゝゝんやうひ
うるさ女人と云るの左に
ひて神通力とおうゝて
告ての通ゝ海ゝや
樹の所ゝうと涅槃寂滅乃

[illegible]に付て第五代映[illegible]山律感[illegible]して
[illegible]して華花二人の聖法師と共に[illegible]して法華
[illegible]の[illegible]せて不[illegible]の[illegible]
そのゝち[illegible]しく[illegible]の[illegible]
[illegible]屋よりつゝみの[illegible]人[illegible]十代[illegible]神[illegible]
法[illegible]にあつまりて金泥法[illegible]一部舎利[illegible]
てゝゝ[illegible]てゝゝその[illegible]屋[illegible]
[illegible]郡[illegible]
[illegible]ところ八越中一国[illegible]
[illegible]
[illegible]
の利[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

小彼方を殺害し奪ひ取りて安城の実況を守護
せしめ加茂貴船松尾の大明神とは同者なり
彼法國王は吉田の大明神也
尚吞し給へり紀伊國室那の明神也
沢の長社は一切法通沢あり一切法神に二夜授法
法当護の法契約し給ひ
紀泉山城野の月読山とこちらとの大神宮へ
ひとりの仏法護持のうしとの大神
もとのくまつ大明神
その母とし神の奴よりふた神宮にいまし
神屋ちらく小社ありし国ちらく元也
岡中橋春日於熱田社三河弁財渥美設楽の

濱名の橋とうらわかもと駿河國志太益田とうらとて
義士の墓ありいまもよはとがてれさきくくもの中を渡
極の厚果器乃地をりその禁とおりてこうしみまてて
ちくく教無とあむうがとくくく弟子仏口菩薩の
弁八葉九そるの神也そのたのがりあめこうばくとぶと
神に祈ひ飛ん極おせん人宮中六代春安天皇
清宮に霊嚴涌おしこうめて月さしふはひの書殺
白象の天女山の頂よりて年極ちこれ深奥の如地
とうしして法仏乃金神と志ゝ法ゝ志ゝ
の端おるうにうて仏殿と霊殿しそてきつ
ちれて霊験ゆうくくして村中云双の後地うり秘
入滅乃のら百余歳ありて役優婆塞大岩ゝ

[illegible]して法護國家乃奚神とあり[illegible]
[illegible]のあり[illegible]に[illegible]神ふあり[illegible]その日常陸國[illegible]
に法[illegible]ありて[illegible]子清行初[illegible]
法相の大[illegible]大和國[illegible]
[illegible]神と[illegible]ありて和[illegible]と[illegible]
[illegible]ふ[illegible]
神[illegible]と[illegible]
[illegible]ひ[illegible]
一[illegible]の奥[illegible]
法相等の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]護とし[illegible]
ひ[illegible]冊[illegible]神その地とあ[illegible]
[illegible]
[illegible]

津見度橋今下平野の方地波郡善蓮寺前の海
船みを相波船しまり也て熱田神宮社十一面観音
たる伊豆国田方浦那賀郡八代物部社相
模国小田原大住漁夫と云て武蔵八豊島入間河
の横山男衾とりしたて安房国朝夷郡とうち
ちて三郡の道生天の山城ちて下総国法一城おる塩
里常陸中を流波信太里上野下野と間渡一奥
州中を白河関を摩耶道を田牡鹿を打もて行て奥州
小村山牧田城能海河の名こと巡検し行て奥州
陸奥の石巻より一夜泊道あり是海つ主と云らて
まりて西海東方ふしを行て奥州の夷俘
乃法をあ也法の羽黒と云らとかく乃白山

とび沙山陸道と云ら行て越後国神尾浦と
云ら行て北海道乃石に巣と云て一首歌と書
給ふ乃の方の山

乃代と波ふ三まそ人とうらめ地を水ら乃松
ちれちと奇浦中ア有ら三百中ア間の越ら墨平ル
宮へ系門あり墨平ル西ら六十六ケ国浦ら三つ里八三ら七
百二十ケあ人の移ら男ら十九信九万四ら百廿人ら
女人ら三千ら信九万四千八百廿一人総合四千五信八万八
ら九百ら千一人也日本国と云巡検あらら八三の山用也
一度西の境と云ら人ら二ら伽藍建立の
霊地と云ら三ら井浦墓所ら云ら
ら移ら人ら地のら人ら平国ら郡ら云ら地と三

法利せしむる事あるべし四年の秋八月新羅國より孔雀一雙とくらをそなへる毛ハ殊なる色
南海の舟元りのみに流るるかたちなりあのもの共見あり
りの長き命ありぐ者を競るより天皇ありさに法こひて
法使しぐ有に推古て皇より百寮ありぬとそこ
功ありの者を祝らるるあり冨士の嶺に作棹の家
といふ人ありうし海の竹乃森れ中に雲の事とらひさ
ちるを見れバ竹乃うさぎ小女あり家をとりて養
育しる程よりに水長ともるるとの一月と一年
やしてしてらの乃武森森とう国司このことみに
そ人よあるどとありひとそと数順天皇にそてま
はるこの森森に森とびとびとりそのちか

のひとたいのくるまをもれたるこのひめぎみ
あるとき御くるまにて一面の簾をとりあげ天皇
これ姫をみ給ひしくるまの簾清涼殿をそれし面新たにく
くるまをこれ簾と天皇これ簾をあまたふりてうつ
給ふ天皇簾清涼のうちの簾を冠去の山へとくら給ふ
この簾をうるはしくうちたれし冠去乃言葉をうつかけ
よこの姫をこの御りを給ひ御天皇をみくりてれしきま
くるまをもつくる恵石まん御八家書これ家地と燈給
その煙の中に新四をへしとのまを冠去給にて
ひとおりひのあるりに后のひとをたれ給ふとくく書をた
給ふ姫をたへしその煙の中にはとくくんこけつとこの
家に冠去れ煙をみのたりとつふもて皇あるりに給

の奇に云
とたてて天の服家をさ御そ冠去給ひれしおりしあるる
天皇清涼殿奇に業と対て法花しあり
ありて此源よりもせて人家多代不死のつもりもの中ちもん
面去御神とりハいされ簾ちりうこの姫乃ありたること云
也家にたるの法の中を祇母りてやりまひあひぐ家
ちへハ生をを二家ちて清業あるといてと朱雀院の御対
冠去のけに教ありて云
山を冠去ちりも冠去ちりて去ひのれよあ野
ちハ源人今やをへし藤原姫と菅乃地